

～ 患者さん・御家族等の皆さまへのお願い ～

## 当院では、病状等の説明を 平日の勤務時間内に行います。

平日(月曜日～金曜日)の 午前9時～午後5時 の勤務時間内

※ なお、救急その他病状の変化等により緊急を要する場合は、適宜対応いたします。

### ○取組方針

医師をはじめとする医療従事者の長時間労働に伴う健康被害については、全国的な社会問題となっており、令和6年4月からは医師に対しても時間外労働の上限規制が実施されます。

こうした動きに対応するため、当院では、**患者さんや御家族等への病状や治療方針等の説明につきましては、平日の勤務時間内に行うこと**にいたしました。

当院は、これからも安全・安心な地域医療を支えていくため、患者さんへ提供する医療の質や安全の確保に今まで以上に取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

藤枝市立総合病院

院長 中村利夫

働き方改革担当副院長  
働き方改革推進室